平成 27 年 4 月 17 日
東京地区海の安全運動推進連絡会議

平成 27 年度東京地区海の安全運動実施要領

１．運動方針

海難を未然に防止するため、海事・漁業・マリンレジャー関係者のみならず、広くマリンレジャー愛好者、更には、国民一般も対象とした「海の安全運動」を積極的に展開し、海難防止思想の普及と安全意識の高揚を図るものとする。

また、運動の実施にあたっては、東京地区の関係行政機関や関係団体等とも「連携・協力・合同」により一体となって、実効性と社会的アピール性のある幅広い運動を展開していくものとする。

２．運動期間

年間を通じて海の安全運動を展開することとし、次の期間を重点活動期間とする。

(1)平成 27 年 4 月 17 日から同年 5 月 6 日までの 20 日間（GW 期間）

(2)平成 27 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 2 ヶ月間（夏季期間）

※6 月中を周知・広報月間

※7 月 16 日から 7 月 31 日までの間は、全国海難防止強調運動期間

３．実施事項

(1)「小型船舶の海難防止」

(2)マリンレジャーに伴う海浜事故の防止

(3)シーカヤックの海難事故防止

(4)効果的な講習会の実施

(5)広報・周知活動

４．東京地区の実情を踏まえた実施事項

(1)適正な機関・機器の点検整備の徹底

(2)東京湾北部海域における航法の遵守

５．実施内容

(1)小型船舶の海難防止

プレジャーボート・遊漁船・屋形船・旅客船等の関係者に対して、安全講習会、救難救助訓練等の各種イベントの積極的な実施・開催について働きかけるとともに以下の項目について積極的な周知指導活動を展開する。

【無理のない航海計画】

初めて寄港する港（海域）、通い慣れた港（海域）等へ航海する際に至る航海経路や寄港する港（海域）の周辺の環境（定置網・暗礁など）を十分に調査し、自船の燃料及びバッテリー容量にて航海が可能か十分検討することを指導する。

【発航前点検の徹底】

小型船舶に多い整備不良、老朽化による機関故障を防止するため、発航前に船体、機関、残燃料、バッテリー等の十分な点検を行うことの徹底を図る。

また、漂泊中におけるバッテリーの電源低下について十分注意するよう指導するとともに、帰港後にあっても船体、機関等の整備の励行を指導する。

【航海計画の連絡】

家族、マリーナ等への行動予定の周知、特に迅速な対応のためにも「帰宅予定時間の家族等への連絡」「定時連絡」の徹底を図る。

【気象、海象の常時把握】

小型船舶が気象・海象から受ける影響は大きく、乗揚げ、転覆等の海難も発生していることから、最新の気象・海象状況を入手し、発航中止、早期帰港等の適切な判断を行うことの徹底を図る。

また、インターネット・ホームページ等で提供する「沿岸域情報提供システム」及び緊急情報等を配信する「電子メール配信サービス」の利用促進を図る。

【常時適切な見張りの徹底】

航海中のみならず、プレジャーボート・遊漁船等による遊漁中等、あらゆる場面での状況に応じた見張りの徹底を図る。

【適切な避航動作の励行】

避航船は早めに相手にわかりやすい動作をとり、保持船も最善の協力動作をとることの徹底を図る。

【自己救命策の確保】

海中転落した遭難者が無事生還するために、ライフジャケットの常時着用、連絡手段（防水携帯電話等）の確保、118 番の有効活用について指導徹底を図る。

⑵マリンレジャーに伴う海浜事故等の防止

教職員及び児童を対象とした「着衣泳教室」、小型船舶所有者に対する「自己救命策」の講習等の実施に併せ海の安全運動の周知を行う。

(3)シーカヤックの海難事故防止

都内、埼玉県内のカヌーショップ等を訪問して、他部署管轄海域において利用する愛好者等含めた安全指導を図る。

(4)効果的な講習会の実施

海事関係者と情報共有を図り、講習対象者、業種、参加人数等を勘案し、海上安全指導員等と連携して効果的且つ効率的な講習の実施を図る。

(5)広報・周知

構成員が発行する刊行物やホームページ等を通じて、本運動の周知を行うと共に、構成員の関連企業等に対して、本運動のポスターの掲示やホームページの掲載等を依頼し、本運動の周知を図る。

官公署、駅構内、商業施設などの一般国民の目に付き易い場所に本運動のポスターや海の本運動に関する映像を掲示するとともに、地域 FM 等のメディアを通じて本運動の周知・啓発活動を実施する。

官公署、フェリー乗場及び旅客船船内等において、場内放送や電光掲示板等を使用して、本運動の周知を図る。

(6) 適正な機関・機器の点検整備の徹底

機関故障は、定期的な部品交換を怠り、部品等が経年劣化して機関作動不良に至るケースが多く報告されている。

小型船舶は海上気象の影響を受けやすく、漂流乗揚げ、転覆などの海難に至る確立が非常に高く、また大型船舶においては仮に輻輳海域を航海中に機関故障となれば、衝突等他の航行船舶を巻き込んでの海難に至ることになる。

日頃から取扱説明書に従い整備点検を実施するとともに、定期的な交換を確実に行い、確実に正常動作確認を行うよう周知を行う。

(7) 東京湾北部海域における航法指導

東京湾北部海域においては、平成 22 年 10 月東京国際空港 D 滑走路供用開始以降、航空機と船舶の安全を確保するため、東京沖灯浮標及び D 滑走路周辺海域における船舶の航行方法を定めており、当該海域において不適切な航行を防止するため、特に東京港初入港の船舶においては、船舶代理店等を通じ直接本船に特別な航法の内容をあらかじめ認識・理解したうえで航行するよう周知を行い、工事施工業者からの船舶を使用した工事・作業許可申請の審査時において周知を行う。